

中小企業・個人事業者向け支援事業

地域企業経営支援金

重要なお知らせ

国が実施を予定している「事業復活支援金」と各商工団体で受付けている「地域企業経営支援金」について、事業趣旨や対象期間等が重複することから地域企業経営支援金の対象期間を以下のとおり変更します。

当初：令和3年4月～令和4年3月

変更：令和3年4月～令和3年10月

また、申請受付期間を以下のとおり変更します。

当初：～令和4年3月31日（木）まで

変更：～令和4年1月14日（金）まで ※当日消印有効

※申請受付期間も変更となるため、御注意ください。

11月以降の分については、国「事業復活支援金」の活用を御検討ください。

事業復活支援金とは？（令和3年11月25日時点）

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上が減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続・回復を支援するための支援金を給付するもの。

令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上減少率に応じて、売上減少額を基準に中小企業等は最大250万円、個人事業主は最大50万円を支援金として支給。

※ 現時点の公表内容であり、変更の可能性があります。

※ 詳細については今後発表される国の情報を確認してください。

【本支援金に関するお問合せ先】 地域企業経営支援金事務局 [019-654-2390](tel:019-654-2390)

【申請先】 店舗・事務所が所在する商工会議所及び商工会

※ 本支援金は、商工会議所・商工会の会員でなくても申請できます

【新型コロナウイルス対策】地域企業経営支援金支給事業

【対象業種 一覧表】

大分類	中分類
G (情報通信業) の一部	38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 41 映像・音声・文字情報制作業
H (運輸業、郵便業) の一部	43 道路旅客運送業 ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。 44 道路貨物運送業
I (卸売業、小売業)	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J (金融業・保険業) の一部	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 67 保険業 (保険媒介代理業、保健サービス業を含む)
K (不動産業、物品賃貸業)	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L (学術研究、専門・技術サービス業)	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業 (他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
M (宿泊業、飲食サービス業)	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N (生活関連サービス業・娯楽業)	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O (教育、学習支援業)	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P (医療、福祉)	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R (サービス業) の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類 (平成21年3月23日告示第175号 (平成25年10月改定))」に基づく分類

申請にあたっての注意!

- ・ 自社/ご自身が支援金の対象になるかは、募集要項をご確認いただくとともに、**不明な点があれば地域企業経営支援金事務局 (電話番号表面記載) へ確認を行ってください。**
- ・ 詳細については、**必ず募集要項を確認してください。**